



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*1 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

規 則

和歌山県規則第1号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年1月12日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第6条の表福祉保健部の部福祉保健政策局の款長寿社会課の項中「振興班 サービス指導班」を「振興班」に改める。

第22条第1項中「老人福祉の増進のための事業」を「老人居宅生活支援事業、老人福祉施設及び有料老人ホームの適正な運営の確保に関する事務に限る。）、第2号（社会福祉法人、軽費老人ホーム及び老人福祉センターの適正な運営の確保」に、「介護予防に関する事務及び地域支援事業に係る市町村への助言」を「介護サービス事業者の適正な事業活動の確保」に、「及び第4号」を「、第4号及び第6号」に改める。

第211条第3項の表長寿社会課の部中「長寿社会課」を「長寿社会課高齢者生活支援室」に改める。

第2条 和歌山県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表長寿社会課の項及び第22条第1項中「高齢者生活支援室」を「介護サービス指導室」に改める。

第211条第3項の表長寿社会課高齢者生活支援室の部中「長寿社会課高齢者生活支援室」を「長寿社会課介護サービス指導室」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。